

(総合評価競争入札の実施 業務委託)

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和4年7月22日

奈良県知事 荒井 正吾

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件名

奈良県特定健康診査受診率向上支援システム開発業務委託

2 委託内容

奈良県国民健康保険団体連合会（国保事務支援センター）で委託実施している特定健康診査受診勧奨業務を地図情報及び医療機関情報を用いて補完する機能や、特定健康診査データやレセプトデータ、健診機関情報データ等に基づき、小地域単位で地域毎の健診受診率、健診実施機関を含む医療機関及び被保険者の位置・属性等を地図上で表現し、分析することができるシステムを開発する。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 履行場所

奈良市登大路町30番地 奈良県福祉医療部医療・介護保険局医療保険課

または

奈良県が指定する場所

5 入札方法

- (1) 入札は、総合評価一般競争入札で行います。入札者は、総合評価のための提案書（以下「提案書」といいます。）及び入札書を別途指定する日までに提出してください。必要書類の種類、部数等については、入札説明書によります。
- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加有資格者で、営業種目Q2電算業務に登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）  
電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (3) 公告日から過去5年以内に国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）と、国保データベースシステム（KDB）等の医療に係るデータを用いた分析システムの構築業務を受注し、誠実に履行した実績を有していること。
- (4) 本調達の規格に合致した役務を確実に履行しうる者であること。
- (5) 共同事業体にあつては、次の要件ア～オの全てを満たすこと。
  - ア 共同事業体を構成する構成員（以下「構成員」という。）の全てが、(1)～(3)の要件を満たすこと。
  - イ 共同事業体のいずれかの構成員において、(4)の要件を満たすこと。
  - ウ 本入札手続及び本契約（契約に至った場合）に係る一切について奈良県との連絡窓口を務める共同事業体の代表者が、構成員の中から選定されていること。
  - エ 本業務を受託するに当たっての各構成員の役割分担が明確であること。
  - オ 構成員の全てが、単体事業者又は他の共同事業体の構成員として本入札に応募していないこと。

## 第3 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県福祉医療部医療・介護保険局医療保険課医療費適正化推進係（県庁主棟3階）

電話番号 0742-27-8547（ダイヤルイン）

## 2 入札説明書の交付方法等

### (1) 交付方法

奈良県福祉医療部医療・介護保険局医療保険課のホームページからのダウンロード

<https://www.pref.nara.jp/1646.htm>

### (2) 交付期間

令和4年7月22日（金）から令和4年8月23日（火）まで

## 3 入札の場所等

(1) 場所 中小企業会館会議室（1）（奈良市登大路町38-1）

(2) 日時 令和4年8月24日（水） 午後2時

## 4 提案書の提出

令和4年8月24日（水）に1に示す場所に提出してください。

## 5 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県特定健康診査受診率向上支援システム開発業務委託に係る入札書」と朱書して、令和4年8月23日（火）午後5時までに1に示す場所に到着するようにしてください。

## 第4 その他

### 1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

### 2 入札保証金

奈良県契約規則第4条の規定によります。

### 3 契約保証金

奈良県契約規則第19条の規定によります。

### 4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、令和4

年8月10日の午後5時までに第2の(3)から(5)までを証明する書類を第3の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(2) (1)の書類を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した提案書及び入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

## 5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

## 6 契約書作成の要否

要します。

## 7 落札者の決定方法

予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格をもって有効な入札をした者であって、別記落札者決定基準に定める評価方法により算出された技術点及び価格点を合計した総合点が最も高い者を落札者とします。

なお、総合点の最も高い者が2者以上ある場合において、入札者それぞれの技術点及び価格点が異なるときは、技術点が高い者を落札者とし、入札者それぞれの技術点及び価格点が同じときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとします。

## 8 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す入札参加資格申請の手続が必要です。）

## 9 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をい

います。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「購入契約等」といいます。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、9の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 11 その他

詳細は、入札説明書によります。

## 別記

### 落札者決定基準

#### 1 技術点及び価格点の配分等

##### (1) 技術点及び価格点の配分

総合点は、4,000点満点とし、その得点配分は、技術点を3,000点、価格点を1,000点とします。

##### (2) 有効数字

技術点及び価格点は、小数点以下1位まで算出するものとし、2位以下は、四捨五入するものとします。

#### 2 技術点の評価方法

##### (1) 提案書の分類及び配点

提案書の内容及び評価については、次のとおり分類し、及び配点します。

	提案を求める評価項目	項目評価点	項目加重点
構築業務履行能力	構築体制	10	15
	業務実績	10	10
	スケジュール	10	10
開発	全体要件	10	15
	基本機能	10	30
	地図・GIS機能	10	25
	検索・抽出機能	10	25
	集計・分析機能	10	25

運用環境構築	運用支援	10	15
	障害対応	10	15
	セキュリティ	10	25
運用保守・運用支援の考え方	システム稼働後の運用保守、運用支援の考え方	10	60
独自提案	独自提案	10	30

(2) 技術点の算出方法

提案を求める評価項目ごとに絶対評価で評価を行います。

ア 項目加重点

提案を求める評価項目ごとの重要度に応じて、(1)の表に定めるところに従い、10点、15点、25点、30点又は60点で評価します。

イ 項目評価点

(ア) 提案を求める各評価項目ごとに0点から11点までの11段階で評価します。

(イ) 提案を求める評価項目について記述がない場合又は仕様書に規定する必須の機能要件について対応できない旨の記載がある場合には「0点」とします。

ウ 技術点の計算

技術点の計算は、次の算式で行います。

(ア) 項目技術点＝項目加重点×項目評価点

(イ) 技術点＝各項目技術点の合計

### 3 価格点の評価方法

価格点の計算は、次の算式で行います。

価格点＝1,000×{1－(1.10×入札金額)／予定価格}

### 4 失格基準

技術点が1,500点未満の場合には落札者としません。

予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を超えて入札をした場合には落札者としません。

各項目において、項目評価点が一つでも0点であった場合（業務実績と独自提案を除く）には落札者としません。